

## マルセル・ゴーシェの代表制民主主義論について

著者	土倉 莞爾
雑誌名	近代フランス知識人の社会への関与と責任
ページ	113-120
発行年	2013-03-31
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/7859">http://hdl.handle.net/10112/7859</a>

## マルセル・ゴーシェの代表制民主主義論について

土倉 莞爾

マルセル・ゴーシェはたえず考えている。その問題とは、16世紀に勃発して以来たえず深まり拡大してきた西欧近代の革命のもつ性質は何かというものである（ゴーシェ 2000, i）。

この革命は宗教という地平においてのみ十分に理解できる、とゴーシェは言う。彼によれば、西欧近代の独自の性格は宗教からの脱却に由来する。その過程から要請されるのは、人間社会の宗教的編成がこの革命の起点以来どのようなものであったのか、この編成がまたうさまざまな形態とその歴史を再考することである（ゴーシェ 2000, ii）。

個人の権利にもとづき、その結果として人民主権を可能なかぎり完全に厳密に表現すると主張する体制とはどのようなものか。これが革命の出来事を端から端まで、1789年夏から1799年のナポレオンのクーデタを横断する大論争である、とゴーシェは言う（ゴーシェ 2000, iii）。

そこから、ゴーシェは2つの結論を導き出す。第1に、代表権力の発展と宗教からの脱却の過程とのあいだにある、自明とはいいがたい関係が明るみに出る。代表体制とは、人間の社会が宗教的構造化から引き離されるときのとる一つの表現である。第2には、フランス革命期に練成された「第3権力」の未完の計画は、政治権力に対する司法による統制の制度が近年の歴史の中で力を持ってきたことの真の意義を明るみに出すだろう（ゴーシェ 2000, iv）。

ゴーシェによれば、フランス革命は、それが手本とはなることのできなかつたものを問題として残した。というのも、フランス革命は依然として近代の人間にとっての政治の基礎と目的の乗り越えがたい革命であるからである。フランス革命はただ人間の権利の出発点を用意し、その生成の役割を十分に果たしたばかりではない。革命はまた、とりわけ同じく根底的なかたちで人間の権利を集合的主権として十分に表現することの必要性を強調した（ゴーシェ 2000, 1）。

フランス革命の10年は代表政体が辿るべき道と運命をめぐる彷徨と不可能の歴史である、とゴーシェは言う。原理がこれほど堅固なかたちで司令部に配置されることは、おそらく歴史の中で2度と起こらないだろう。本質的な目標がこれほど強度に立てられ追求されることはないだろう。手続きにおいてぜひ必要な意志がこれほどまでに価値あるものとされることもないだろう。しかもその結果、一連の体制が死産のままで生み出されたのだった（ゴーシェ 2000, 2）。

目的が放棄されるのではなく、手段が必然的かつ徹底的に見直されるのだ。アメリカ革命との比較が意味と重みを持つのは、まさにこうした回避との関連においてである。というのもアメリカ人は結局のところ、同じ時期にフランス人が失敗した点で成功したからで

ある。彼らは人民主権を具体化するための適切で持続性のある憲法機構を組み立てることができた（ゴーシェ 2000, 3）。

アメリカ人はフランス人のように単一かつ不可分の政治体のもつ諸特権を定める必要がなかった。旧社会の身分の区別や差異を解体してそうした政治体を到来させる必要はなかった。全体の権力を増大させるために各人の諸権利の公認を考えつくことによって、そうした政治体を到来させる必要はなかった（ゴーシェ 2000, 4）。

アメリカ人は諸原理を厳密に関係づけるよりも諸権力を実践的に組み立てることのほうを優先した。つまりアメリカ人の場合はあらゆる水準において、統治の体制の中の運動の要請が制限の要請と組み合わせられる（ゴーシェ 2000, 5）。フランス革命とアメリカ独立革命という 2 つの革命の憲法原理の比較にあたって、フランスの立憲議会が直面したのとは根本的に異なった、アメリカの反乱者たちに課された政治問題の重要性を過少に評価しないよう注意しなければならない、とフィリップ・レイノーも言っている（レイノー 1995, 824）。

今日にあって民主政を考えることは、18 世紀末の 2 つの革命の収斂を考えなくてはならないということである。言い換えるなら、集団の権力がそれ自体について表象する最後の地平—諸個人に結びついた原初の権力の至高の表現—が、諸権力間の相互の制限を基礎におく体制の実践とどのように接続するのかを知るといふ問題に対峙しなくてはならないということである（ゴーシェ 2000, 6）。

ゴーシェによれば、革命の以後に産出され検証されてきたことがらは、革命の当時も何らかのかたちで認識され思考されていたのだった。われわれは革命の諸原理とは逆行するようなかたちで動いてきた民主政の展開を、フランス革命の同時代人自身による診断や提案に基づいて分析できる（ゴーシェ 2000, 8）と言う。

立法の絶対的な優位という観点からは 2 つの結果が出てくる。まず、本質的に不可分である主権を作動させるのに唯一ふさわしい形態として、立法権力というこの至高の権能がただ一つの議会に集中する。次に、司法権力が執行権力のたんなる一分肢にまで縮小される傾向があり、その結果として真の権力は二つになってしまう（ゴーシェ 2000, 9）。意思の権力と行動の権力である。ところがこのような組織は、その単純さと厳格さのゆえに可能な限り忠実に国民の国民による統治を表現していると想定されているのに、あらゆる点で理想を裏切ることが明らかになる。政治制度の正しい運営や市民の権利の保障が問題になるとすれば、まず組織の機能の破綻によって理想は裏切られる。だがそれよりもはるかに深いところでは、政治体のそれ自身による掌握が「人民主権」の真の根底をなしているのに、この組織には政治体の掌握を具体化する力がないため、ここでも理想は裏切られる（ゴーシェ 2000, 9-10）。

民主政の究極の本質は、集合体を持つ反省的性格、社会のそれ自体に対する解読能力、行動能力がそれ自体を形象化する能力のうちにあるが、実のところ、こうしたものを獲得するには「意志」と「行動」の権力に加えて第 3 の審級が必要である（ゴーシェ 2000, 11）。

ゴーシェは次のように言う。人間の権利の哲学や自由をめぐる古典的な思想の側から見れば、産業革命の激震とそれによってもたらされた19世紀ただなかの大きな分裂はたしかに予想が不可能であった。1世紀以上にわたり、そこから出現したプロレタリアート階級とそこから帰結した社会問題とは、自由主義の原理によっては同化しがたい異質な形態をとる。最終的には革命による切断という展望よりも統合が勝る。しかしながら、それ以前に、政治制度が離脱した労働者を吸収し、再分配機構によって社会問題を処理するために、代表機構そのものと集団的問題の管理のあり方との根本的変化が必要とされる（ゴーシェ 2000, 17）。

そこで、ゴーシェによれば、代表民主政の歴史はおのずと3つの時期に分割される。

第1の時期は、多元性原理の勝利と呼ぶものに対応している。イギリスで「陛下に対する反対」の承認が定式化したのは1826年のことである。アメリカでは、1824年と1828年の大統領選挙で、2大政党制が決定的に鮮明になった。同じ時期に、第1次王政復古のフランスでは、右翼と左翼の対立がアンシャン・レジームと革命との象徴的な対立のもとで明確になった（ゴーシェ 2000, 21-2）。

第2の時期は、第1次大戦以降である。視野が変化したのは、世論の多様性の表現に和解不可能な利害の表明がとってかわり、大衆労働者政党の出現とともに、政治生活の中心に階級戦争という妖怪が腰を据えた時である。それだけではなかった。求められながらも恐怖の対称であった国家の諸機能の拡大によって、すでに公告されていた執行の手段に代わって、もうひとつの妖怪、制御不能な官僚制という怪物も同時に、その匿名の歩みと盲目的な増大とともに出現した。都市における無関心のるつぼのなかで個人が完全に離れ紐帯を失う一方で、共同体は原子化した群衆へと風化していった（ゴーシェ 2000, 23-4）。

第3の時期は、第2次大戦後である。民主政が2つの前線からの恐るべき攻撃から生き延びたばかりでなく、内部の欠陥を修復し馴致しながら敵の要求を組み込むに至ったのは、奇跡であると言っても言い過ぎではないだろう。というのも、1945年に開始される3番目の歴史の局面、戦勝による統合の局面が持つ秘密が、全体主義革命から教訓を引き出す能力にあったのは疑いないからである。全体主義による独裁が絶対に優先すべきであるとみなしていた、全体の掌握という要求に応えるための一連の措置を抑制しながら採用することで、根底的な拒否を運命づけられているかのように見えた自由と多元性のもたらす帰結を骨抜きにして、現在の体制は自由主義的で多元主義的な体制にとどまるのに成功した（ゴーシェ 2000, 25）。排他的で復讐をめざす国民ではなく、福祉国家を通じた、再分配を行なう強力な連帯の樹立。物質面での穏やかな凝集の比類ない力は、他方では集合体の存在そのものを脅かすことなく、階級対立が表明されるのを可能にする。国民の枠組みを社会共同的に補強することで、対立がどれほど危険なものであっても、妥協を運命づけられたものとして現れる（ゴーシェ 2000, 25-6）。

20世紀の諸革命によって再創出された集団を支配するという理想は、全体主義体制の混乱の中に持ち込まれるどころか、民主政が機能する中へと移される。全体主義はこの理想

を誤解して悲劇的な失敗に陥った。民主政はそれを馴致と実践が可能なものにした。民主政はたとえそれを統一的なかたちで実現できなかったとしても、実現を構想できる道を示したのである。この理想が一見したところ誤解される可能性があったのは、何よりもまずそれが当初の唱道者たちの想像した回路とは対極に位置する道を選んだという事実によっている。彼らは、複数の党派が絶対不可欠の人民の一体性に及ぼす危険性を案じていた。しかし、利害や信条の抑制された敵対関係をとおしてこそ、一般意思は取り出すことができる（ゴーシェ 2000, 27）。

ゴーシェによれば、人物に具現された執行権力と制度化された階級闘争との間の分節化から、それにとって代わるためではなく、それを完全なものにするために、一方では判事の裁定権力によって、他方では世論の無定型な権力によって形成された、前代未聞の組み合わせが分化しつつ生じてきた。この組み合わせは具体化されたものとしては前代未聞であるけれども、構想されたものとしてはそうではない。なぜなら、それはフランス革命の間、代表制の原理を有効に作動させることができないという事態が喚起した批判的な反省や提案の中心にあったからである（ゴーシェ 2000, 29）。

形象化し記号化するものとしての、諸権力に対する社会の独立を表象＝代表するものとしての世論。公的行為をその規則に立ち返らせるものとしての、人民の名のもとでなされた行為をそれが意味を持つために参照される原理へと反省的に送り返すものとしての判事。ここで 2 つの現象がどのようにして結びついているのかがわかる。統治を行なう者と代表する者を、彼らの企ての法的限界にまで、したがって彼らの持つ権力の源泉にまで立ち返らせることで、判事は彼らと彼らの委任の出発点である主権者としての集団とを隔てている距離を読み取れるようにする（ゴーシェ 2000, 30）。

今日において追求され抛りどころとされるような世論とは、騒々しく、集団により、もったいぶって公共の場所に姿を現すような世論ではないからである。それは大衆の中に潜み、内に秘められた潜在的あるいは仮想的な世論である。現実には意見を持たない者を含む一般的な世論であり公共のことがらに影響を及ぼすことに関心を抱く人間が、はっきりと申し立てる世論ではない（ゴーシェ 2000, 32）。

世論による政治は不公平をいささかも取り除きはしないが観客として引きこもるときに市民が考慮に入れられる機会を提供する。中立、批判あるいは無関心、何であれそこから生じる距離によって、関与は相対化されると同時に、統治者との直接的で独立した関係が、媒介された動員にかわってより高い価値を付与される（ゴーシェ 2000, 32-3）。

世論が舞台に登場することによって、社会的な代表制の装置は現実に完成される。世論の舞台への登場によって、一方では、現実社会が市民にもたらす義務や人々を拘束する社会の分断からは離れた純然たる市民の第 2 のあり方が社会的行為者にもたらされる。他方では、指名の様式により否応なく党派的なものとなる権力に対して、全体の利害や信条のもつ匿名の普遍性が表明される判断の極対置される（ゴーシェ 2000, 33）。

政治秩序における判事の地位の向上も同じ源泉に由来している。これもまた権利の要求

という様相のもとでの個人の肯定によってもたらされた。それはまた委任の危険、明確に同定される指導者への統治責任の割合がその鮮明な一段階となっている委任の危険を支配するための一連の努力の中に位置づけられるべきである（ゴーシェ 2000, 33）。

ゴーシェによれば、主権の本質は代表的なものである。主権は代表によってのみ行使される。文字どおり誰も主権者になれない。もちろん人民の代表者も、人民もなれない。人民は永続性においてあらゆる点でみずからを凌駕する人民をほんのわずかの間具体化する資格でのみ際立つにすぎない。主権はしたがって代表者のみを認めるというにとどまらず、そのような事情そのものも代表＝表象される（ゴーシェ 2000, 40-1）。

たしかに、1780年代から1830年代までの50年間にわたる、イギリスの制度的装置に関する慣習上の進化は、フランス人が10年間の集中した再建の期間において充たせなかった要請を漸進的に取り入れていったものとして解釈できる、とゴーシェは言う。この移行においては政治機構の科学を越えて、社会と権力とのあいだの分節の変化が問題となる。この変化によって代表過程の基礎と軸が構成されるとともに、制度機構によって機能形態がもたらされる。フランス人がとくに把握と整理に失敗したのは、統治者と被統治者との間の新たな分離なのである（ゴーシェ 2000, 230）。

イギリスの道の特異性は、このような変貌が連続性の徴のもとで、独自の法的・政治的伝統を基礎にして達成された、その様式にある。主権の諸機関の（統一の中での）多元性、儀礼化した寡頭政の分割、コモン・ローが公準として提起した、法源と方途との慣習に基づいた自律、「イギリス人の自由」のなかで権力と対面した時の人身の保障の中心的な役割、世論による「監察的」権力の早期の確立。これらは身分と団体からなる社会において、きわめて特殊に発達した事柄であり、またこれらが代表制の近代的装置の展開を支えた（ゴーシェ 2000, 233）。

ゴーシェによれば、逆に、フランスの場合に、旧来の社会との暴力的な断絶の中で出会うのは、まさにこうした移行が最悪の時期に失敗しているということである。革命の10年間とは、代表制による分離に道を譲ることが何度試みても不可能な時期であった。それでも問題は1789年夏に、燃えるような明晰さをもって議事日程に上ってくる。伝統的な国王の主権を前にして、国民主権が抑えがたく舞台上に登場し正当な分け前を要求する。必要とされる国民代表制の名のもとでの国王による一体化との断絶は、国民と代表との同一化へと行きつき、さらに原理的に言うなら、新しい権力と新しい社会との同一化へと行きついたのだった（ゴーシェ 2000, 233）。

これとは対照的に、アメリカの場合に高く評価できるのは、州の権力を超えた中央権力の設置を連邦として構想して、その結果、権力の吸収に向かういかなる歩みも禁じ、また逆の方向では、市民と直接の関係をもつと同時に市民の基本的な帰属領域とは距離をとる権力の形象を課する、という問題が持ちえた重要性をゴーシェは指摘する。すなわち、ゴーシェによれば、アメリカでは、政治権力に二つの水準が存在することで、代表制による差異の展開は確実に支えられることになった。これとは反対に、フランスでは、革命の正

統性の樹立は、社会的であるばかりでなく行政や領土にもかかわっていた旧来の組織において、「団体精神」すなわち全体への帰属とは区別される帰属の口実となっていたものすべてを解体して進行した（ゴーシェ 2000, 234-5）。

代表制についての公式について、ゴーシェは二つの主要な点に帰すると言う。第 1 に、権力領域と社会との間に反省＝反映の関係を立てるためには、少なくとも 3 つの権力が必要である。集団の名のもとで自らを表現する根拠を平等に有する諸審級間の不一致や緊張または対話によってのみ、権力領域で生じることの画定や解釈が予測可能で恒常的なかたちで働くよう基礎づけられる。このような対話が公共性の構造として生じ機能するためには、少なくとも 3 人の当事者が必要である。2 者では連合と衝突の間を不安定に揺れ動き、連合は単一の権力という事例に帰着し、衝突は議論されている選択肢の距離をおいた呈示を社会のさまざまな陣営の動員に置き換えてしまうことになりかねない（ゴーシェ 2000, 239）。

第 2 に、3 つの権力のうちで、上位権力とでも呼ぶことができるような、特別な性質を有するひとつの権力が必要である。この独創は、第 3 の場所を占めるべき何らかの既存の権力に頼ることがフランス人には不可能であったという事態から生じている。イギリス流の中立へと向かって進化していた国王にこの役割を頼ることは除外されており、また法に関して全員一致で承認された考え方からすれば、取り返しのつかないほど従属的位置に置かれた司法を当てにすることもできなかった過去の有する習慣上の権威と法の有する堆積物としての合理性が分節されるありようからして、コモン・ローの伝統はすぐれてこの要請に適している。また、集合的権力の最高の表現としての法という政治理念はこの要請を認めるものではまったくなく、判事は機能の点でどれほど独立していようとも、固有の権威を有することがなく、権力の手で法の適用の範囲に閉じ込められていた。イギリス流の象徴王政への道と同様に、アメリカ流の司法共和国への道も閉ざされていた。このような支えを欠いていたために、革命期に修正や批判を行なった者たちは、彼らが不可欠であると考えたこの第 3 の権力のあらゆる部分を頭の中で想像せざるを得なかった。必要性を抽象のなかに解放し、純粹理論から出発して示さなくてはならなかった（ゴーシェ 2000, 241-2）。

このような文脈でゴーシェは第 3 の権力を構想するわけであるが、以下の指摘は、的確で要を得ている。すなわち、理論により演繹され構築されるこの第 3 の権力をとおして、実のところ必要とされたのは、第 2 段階の権力、権力の上の権力、他の権力に関して統制や上訴を行なう権力である。さて、この上位権力が他の権力を吸収し自身に従わせる超越権力となることなく、「監察」という特有の役割にのみとどめられるには、どうすればよいのだろうか、とゴーシェは問う（ゴーシェ 2000, 242）。

ゴーシェは、第 3 の権力について、この権力が強すぎる正統性を享受して、統制すべき審級を犠牲にして過度に力をもつにいたるのを避けるためには、それが人民による直接の委任から生じないように注意しなくてはならないだろう。この権力が問題の処理に直接の影響を及ぼすのを避けるためには、他でなされた決定が憲法の枠内で適合しているかを検

証することだけに、とどめておかななくてはならないだろう。そうすれば、他方でこの権力は、自身のものではない規範のかけで代表を行なうものとなって姿を消し、最終的に政治全体を創設する委任不可能な力となれるだろう（ゴーシェ 2000, 243）。

長い間、唯一の事例であったアメリカの事例を越えて、近年は違憲裁判の原理がほとんどいたるところで重要性をもつようになった時、この原理は明証性が速やかに伝染することで優位に立ち、しかも伝染は「プラグマティズム」の指示によるものだと言われているのだが、それは忘却によって曖昧にされてきたある構想が遅れて産出したものにすぎない。というのも、具体的な出口を見出す見込みがほとんどなかった時に、問題は実のところすでに根本において断固として課せられていた。いまや、達成が不可能であることで惹き起こされた本来の問いかけと、力を持つにつれて原因について無知となった民主政の成熟とを再び合体させる時にほかならない（ゴーシェ 2000, 244）。

この第 3 権力が引き出すことを使命としてきた政治空間の構造化の効果を強調すれば、この構築の問題を戴然と定式化できる、とゴーシェは言う。ゴーシェによれば、第 3 権力とは、一体となった人民、委任された権力、委任の統制という 3 項からなる作用を組み込むことを任としている、と言う。主権をもった人民が、人民から発するものよりも原理上は優越しているということのみずから表象できるのは、この第 3 項が存在するからである。これによって、政治体には、みずからの権力に形式を与える諸審級に対抗して訴求を行ない、固有の権力を検証する可能性が開かれる（ゴーシェ 2000, 244）。

こうした見通しから世論の権力の実効的行使に意味が付与され、世論が権力となる。外部での市民による批判的影響力が、彼ら自身には政治的機能の十分な威厳を獲得したと見えるのは、制度内部にせり出した市民的なものの媒介によってである（ゴーシェ 2000, 244）。

ゴーシェには司法の権力にかなりの望みを賭けているところがあるように思われる。しかし、このような発想は現代日本の現状には馴染みにくいものがある。まず、司法は行政に対して強力であったとは必ずしも言えない判例の蓄積がある。次に司法は検察権力にかなり追随しているところがみられる。これらの問題はゴーシェを繙くだけでは解明できない。むしろ、ゴーシェ自身が注で引用しているマリオ・カペレッティが真実を衝いた指摘をしている。

カペレッティによれば、世界中あるいはそのほとんどで、司法による法律の合憲性の統制に訴えることが望まれているにもかかわらず、その根底にはひとつの謎が存在している。それは民主政をたたえる哲学を公言する国家において主に役割を果たしているが、しかし状況によっては、多数派の意思を妨げるよう作用することもある。この統制の結果として成立するのは本質的に政治的な性質の決定であるが、しかしそうした決定は選挙人に対して責任をもたない判事によってなされる。法律の合憲性を判断する判事に理論上付与される権力は強制力を持つが、しかし最終的にこの権力はいかなる物理的な力もざいせいできない可能性も伴わず、それが命じる決定に現実的效果をもたらす他の権威に従属する（ゴーシェ 2000, 289）。



ゴーシェは司法府とは言わない。第3権力と呼ぶ。そのうえで、第3権力、執行府、立法府を対比しながら、次のように言う。執行府が体现する評価や決定の権力とは異なり、また立法府が構成する審議の権力とも異なり、これらが性質上きわめて人格化されるのに対して、裁定を行なう第3権力はきわめて非人称的で、可能な限り匿名で、触れることのできない規範の陰に身を隠してはならない（ゴーシェ 2000, 245）。

ゴーシェによれば、カール・シュミットは『憲法論』の中で政治上の代表制が持つ2つの意味を区別している。委任としての代表制と不可視のものの現存化としての代表制である。この後者の意味をブルジョワ自由主義的議会主義は軽視しがちであった。つまり、議会主義は、委任としての、「法的=技術的」な代理としての代表制を不当に高く評価し、その限界を見極めることがなかった。現実には、つねに、もうひとつの代表制が作動している（ゴーシェ 2000, 249）。

ゴーシェは宗教の後の代表制について次のように言う。天上と地上の結合が切断されたことの延長上で、政治体と政府—今や個人の意志によって形成されたと考えられる政治体と、正統性を市民による指名に負うとみなされる政府—が分離する。国王による一体化が果たしていた象徴的機能は、委任の民主的手続きの内部で再構成される。大きく異なるのは、この機能が直接的で明白なまでに象徴的に行使されていたのに対して、作り直された時には潜在的で秘密裡のものになるという点である。代表制の秩序の秘密はこの変容にある（ゴーシェ 2000, 252）。

ゴーシェは次のように結論づける。われわれは神々の時代を抜け出して、代表制の時代に入った。われわれを統治する他の人間をとおして、われわれが自身を統治することを可能にするという、ありそうにもないこうした同胞関係を保証するための最良の手段を、われわれはまだ探究し終えてはいない（ゴーシェ 2000, 254）。

少しだけ、ゴーシェの他の著書から補足しておきたい。ゴーシェによれば、公領域の優越性を保証してきた原理が消滅したことで、これまで見えにくかった代理表象のある一面が、余すところなく明らかになった。この側面は、他にも古くから注目されていた面があったために、今まで陰にかくれていたが、実のところ他のさまざまな側面を解明する鍵になる（ゴーシェ 2010, 163）。

#### 参考文献

ゴーシェ, マルセル (伊達聖伸, 藤田尚志訳) (2010), 『民主主義と宗教』, トランスビュー。  
— (富永茂樹, 北垣徹, 前川真行訳) (2000), 『代表制の政治哲学』, みすず書房。  
レイノー, フィリップ (石井三記訳) (1995), 「アメリカ革命」, フランソワ・フュレ, モナ・オズーフ 編 (河野健二, 阪上孝, 富永茂樹監訳), 『フランス革命事典』第2巻, みすず書房, 821-34頁。